

Title	資本維持の論拠：会計学の基本問題〔IV〕(2)
Sub Title	The grounds of the argument about capital maintenance
Author	友岡, 賛(Tomooka, Susumu)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2021
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.63, No.6 (2021. 2) ,p.13- 24
JaLC DOI	
Abstract	資本維持論における「資本維持」という概念については、維持すべき資本の性格、という観点と、維持すべき資本の範囲、という観点があるとされているが、とりわけ後者による〔自己資本維持vs. 総資本維持〕について考え、とりわけ総資本維持の意味について考え、また、資本維持論と会計主体論の関係について考え、主体論が資本維持の論拠たりうるかについて考える。
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20210200-0013

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資本維持の論拠

— 会計学の基本問題〔Ⅳ〕(2) —

友 岡 賛

<要 約>

資本維持論における「資本維持」という概念については、維持すべき資本の性格、という観点と、維持すべき資本の範囲、という観点があるとされているが、とりわけ後者による〔自己資本維持 vs. 総資本維持〕について考え、とりわけ総資本維持の意味について考え、また、資本維持論と会計主体論の関係について考え、主体論が資本維持の論拠たりうるかについて考える。

<キーワード>

会計主体論、貸方、借方、借入金、企業主体説（企業実体説）、企業体説、自己資本維持、資産評価基準、実質資本維持、実体資本維持（実物資本維持）（物的資本維持）、支払利息、資本維持、資本主説（所有主説）、収入余剰計算、総資本維持、負債、保有利益

自己資本維持と総資本維持

例えば齋藤真哉によれば、資本維持論における「資本維持」という概念については「資本の性格と資本の範囲という二つの視座¹⁾」があるとされ、すなわち、維持すべき資本の性格という観点から、名目資本維持、実質資本維持、および実体資本維持の対立があり、また、維持すべき資本の範囲という観点から、自己資本維持および総資本維持の対立がある、ともされているが、例えば設例のように説かれる後者については総資本維持というものの意義が定かでない。齋藤においては種々の資本維持が網羅的に示されているものの、いずれについても、こういう場合にはこう

<引用について>

原文における（ ）書きや太文字表記や圏点やルビの類いは、原則として、これを省略した。したがって、引用文におけるこの類いのものは、特に断りがない限り、筆者（友岡）による。

また、引用に際して、旧字体は、原則として、これを新字体に改め、促音や拗音の類いが小文字表記されていない場合は小文字表記に改め、漢数字は多くの場合、算用数字に改めるなどの加筆を施している。

1) 齋藤真哉「資本維持」齋藤静樹、徳賀芳弘（責任編集）『体系現代会計学〔第1巻〕 企業会計の基礎概念』2011年、402頁。

2) 同上、402～404頁。

なる、といった説明に止まり、そのことのもつ意味が定かでない。

総資本維持とは何だろうか。

設例 自己資本維持と総資本維持⁴⁾

期首貸借対照表

商品 100×10箇	1,000	借入金	400
	—	資本金	600
	1,000		1,000

期中取引：売上150×5箇 = 750

支払利息50（自己資本維持の場合）

自己資本維持の場合

期末貸借対照表

商品 100×5箇	500	借入金	400
現金	700	資本金	600
	—	利益	200
	1,200		1,200

期末資本500 + 700 - 400 = 800

期末資本800 - 要維持資本600 = 利益200

売上750 - 売上原価500 - 支払利息50 = 利益200

総資本維持の場合

期末貸借対照表

商品 100×5箇	500	借入金	400
現金	750	資本金	600
	—	利益	250
	1,250		1,250

期末資本500 + 750 = 1,250

期末資本1,250 - 要維持資本1,000 = 利益250

売上750 - 売上原価500 = 利益250

利益処分：配当200

支払利息50（総資本維持の場合）

利益処分後の貸借対照表

商品 100×5箇	500	借入金	400
現金	500	資本金	600
	1,000		1,250

3) 同上, 404~430頁。

それにしても総資本維持とは何だろうか。⁵⁾

概して資本維持は利益計算と表裏一体、相即不離のものと捉えられ、自己資本維持の場合は、トートロジーながら、自己資本を維持しようとするような利益計算を行うことによって自己資本維持が果たされる、という筋合いにあり、そうした会計行為によって資本維持が果たされる、とされようが、総資本維持の場合も同様か。総資本を維持しようとするような利益計算を行うことによって総資本維持が果たされる、ということか。しかし、畢竟、借入金をもって返済しない、ということなら、これは会計行為ではなく、会計行為による維持に非ず、ということなのか。しかし、例えば川端保至いわく、「しかし元本を全く返済しない借入契約というようなものは実務上はありうるのだろうか。企業規模の拡張に伴って借入金を増やし続けることが可能なのか⁶⁾」。むろん、保たれるべきは必ずしも借入金でなくともよく、要するに、貸借対照表の大きさが保たればよい。

ところで、この「大きさ」は貸方のことか、はたまた借方のことか。自己資本維持は貸方の問題である一方、総資本維持は借方の問題か。元来、資本維持は貸方の問題ながら、ただし、総資本維持は借方をもって考えるものか。

資本維持と利益計算の関係についてさらに述べれば、[期末資本 - 要維持資本 = 利益] という利益計算による資本維持はトートロジーであって、また、結果を示すものにしか過ぎない。結果に至る過程は [収益 (売上等) - 費用 (売上原価等) = 利益] をもって示され、ここにおける自己資本維持と総資本維持の異同は、支払利息がイコールの左右、いずれの側にあるか (支払利息は費用か、それとも利益の分配か)、という点だろうが、これと資本維持に関係はあるのか。支払利息の在処は資本維持とは関係なく、ただし、会計主体論を媒介として資本維持にかかわるのか。これはすなわち [支払利息の在処 → 会計主体論における或る説 → 維持すべき資本] ということだが、しかし、[支払利息の在処 → 会計主体論における或る説] ではなく、[会計主体論における或る説 → 支払利息の在処] であって、すなわち会計主体論は媒介とはなりえないか。

資本維持と会計主体論

しかしながら、資本維持はときに会計主体論と関係付けられ、いや、繁く会計主体論と関係付けられ、「この視座 (資本の範囲の視座) から議論される資本の範囲は、誰の立場で会計を行うのかという立場の相違に基づくものであり、会計主体論との関わりを持つ⁷⁾」とされ、齋藤によれば、

4) 齋藤による設例 (同上, 423~424頁) を参考に筆者が作成。

5) 例えば中居文治によれば、「維持すべき資本」は、利益の算定基準たるがゆえに、利益獲得に貢献するとしても原則として確定利子を受けとるにすぎず、また企業の損失を負担しない負債は除かれるのであって、自己資本に限定され、すなわち経済的には等しく資本として機能する他人資本と自己資本は利益への参加いかんによって区別されるゆえに、総資本維持概念はとりえない (中居文治『貨幣価値変動会計』2001年, 8頁) とされ、また、「維持すべき資本」は利益算定基準であるゆえ、総資本維持概念が成立するには、その「剰余」が他人資本と自己資本に同等に帰属しなければならないが、それは現行制度ではありえない (同上, 9頁) とされている。しかしながら、本稿にあっては、のっけから総資本維持を否定することはこれを控え、まずは諸説において「総資産維持」と称されているものの意味について思量したい。

6) 川端保至『19世紀ドイツ株式会社社会計の研究』2001年, 9頁。

7) 齋藤「資本維持」404頁。

「自己資本維持概念は……資本主理論に立脚……一方、総資本維持概念は……企業実体理論（エンティティ論）に立脚している⁸⁾」とされているが、果たしてそうか。

齋藤自身が「出資者自体の立場からは独立した企業自体の立場で会計を行うという企業実体理論（エンティティ論⁹⁾）」としているように、企業主体説（企業実体説）は企業の独立性をこそ強調するものであって、[自己資本維持 vs. 総資本維持] と [資本主説 vs. 企業主体説^{エンティティ・セオリー}] は対立軸を異にしているのではないか。[自己資本維持 vs. 総資本維持] と重ね合わせられるべきは [資本主説 vs. 企業主体説^{エンタープライズ・セオリー}] ではないか。

企業体説においてこそ、支払利息はイコールの右側に置かれ、また、企業主体説にあつては配当も、支払利息とともにイコールの左側に置かれる¹⁰⁾。

しかし、齋藤は「企業主体理論（企業主体説¹¹⁾）においては、企業は所有者と債権者の両者から独立した主体と捉えて、それら両者に係る資金調達コストを控除したあとに企業に留保される部分をもって利益とする考え方もある¹²⁾」としつつも、「しかしここでは、便宜上、これら資金調達コストは費用とはしない立場に立って検討すること¹³⁾にしたい」と続ける。

「便宜上」とはどういうことか。

しかしながら、他方また、先述のように、総資本維持をもって借方の問題とみる場合には、これは企業維持であつて、企業主体説に繋がることとなるのか。

齋藤は壹岐芳弘に依拠¹⁴⁾し、壹岐はジェフリー・ウィットントン（Geoffrey Whittington）らに依拠¹⁵⁾している。

ウィットントンによれば、「資本維持概念の選択は、企業に関して「所有主（資本主）」観と「企業実体」観のどちらの立場をとろうとしているのかということ次第で決まる¹⁶⁾」とされ、「前者のアプローチでは……維持されるべき資本原資は所有主にとっての企業の価値……一方、企業実体アプローチは、企業の経営実体の維持を資本維持概念の中心的な前提とみなし……したがって維持されるべき資本の額は、企業の純資産の現在価値（the current cost of the net assets）と等しくなる¹⁷⁾」とされており、また、デビッド・トウィーディ（David Tweedie）とウィットントンによ

8) 同上、404頁（（ ）書きは原文）。

9) 同上、404頁（（ ）書きは原文）。

10) 友岡賛『会計学原理』2012年、115～116頁。

友岡賛『会計学の地平』2019年、14頁。

11) 齋藤においてはエンティティ・セオリーがときに「企業実体理論」と称され、ときに「企業主体理論」と称されている（齋藤「資本維持」404、423頁。）。

12) 同上、423頁。

13) 同上、404頁。

14) 同上、402頁。

15) 壹岐芳弘「資本概念と会計主体観」安藤英義、新田忠誓（編著）『会計学研究』1993年、88～89頁。

壹岐芳弘「資本維持論の動向と課題（1）」『會計』第150巻第2号、1995年、102頁。

16) G. ウィットントン／辻山栄子（訳）『会計測定の基本——インフレーション・アカウンティング』2003年、173頁。

17) 同上、173～174頁。

Geoffrey Whittington, *Inflation Accounting: An Introduction to the Debate*, 1983, p.152.

れば、インフレーション会計論における資本維持概念は所有主概念 (proprietary concept) によるものと企業実體概念 (entity concept) によるものに大別されるとされており、¹⁸⁾ 彼らの説を受けた壹岐は次のように述べている。

「ウィットントンやツウィーディーによれば、資本概念ないし資本維持概念の選択は会計主体観の選択に依存し、実質資本維持概念は所有主観に、実體資本維持概念はエンティティ観にそれぞれ結びつく¹⁹⁾と主張される。すなわち、実質資本維持および実體資本維持の態様は、それぞれ実質自己資本維持および実體総資本維持¹⁹⁾となると考えられている」。

しかし、どうして「すなわち」なのか。少なくともウィットントンらの説に「総資本維持」という概念はない。

「エンティティ観」においては他人資本が自己資本と同様に扱われるからか。しかし、果たして [自己資本と他人資本を同様に扱うということ = 総資本を維持するということ] なのか。

齋藤が依拠する壹岐が依拠するウィットントンらの主体論には資本主説 (所有主観) と企業主体説 (エンティティ観) の2択しかないのか。

例えば村田英治によれば、資本主説に対するものとしてまず挙げられるウィリアム・アンドリュー・ペートン (William Andrew Paton) の企業主体説は「負債と株主持分の同質性を強調する²⁰⁾」が、ただし、「株主及び長期債権者をあわせた投資家の観点をとる²¹⁾」ことから「持分保有者の範囲を拡張した資本主説として特徴づけられる²²⁾」とされ、「エンティティそれ自体の観点に立つ²³⁾」その後のその他の企業主体説とは異なる²⁴⁾とされる。

如上の理解における「拡張」は、けだし、捉え方によっては、[資本主説 - (持分保有者の範囲の拡張) → ペートンの企業主体説 - (持分保有者の範囲のさらなる拡張) → 企業体説] とすることもでき、例えばケリー L. ウィリアムズ (Kelly L. Williams) とハワード J. ローレンス (Howard J. Lawrence) によるペートン研究の書は、会計の基礎理論におけるペートンの貢献の大きさを指摘する件において、²⁵⁾ その後の資金説²⁶⁾と企業体説をもってペートンの企業主体説を拡張したものとしているが、資本主説と企業主体説と企業体説の関係は、株主を特別視するかどうか、という点においては [資本主説 vs. 企業主体説・企業体説] ながら、企業を誰かのものとみるかどうか、という点においては [資本主説・企業体説 vs. 企業主体説] となろうか。

18) David Tweedie and Geoffrey Whittington, *The Debate on Inflation Accounting*, 1984, pp. 281-282.

19) 壹岐「資本維持論の動向と課題 (1)」102頁。

20) 村田英治「会計主体論の再検討」『會計』第141巻第1号, 1992年, 30頁。

21) 同上, 30頁。

22) 同上, 31頁。

23) 同上, 31頁。

24) 同上, 30~36頁。

25) Kelly L. Williams and Howard J. Lawrence, *William A. Paton: A Study of His Accounting Thought*, 2018, p. 39.

26) 友岡『会計学原理』115頁。

閑話休題。ウィットェントンの主体論には企業体説という選択肢はないのか。企業をもって〔(企業への) 参加者たちの意思決定の中心 (decision-making center for the people who are participants)²⁷⁾〕と捉え、「組織的共同体²⁸⁾」と捉えるワイノ W. スウヤーネン (Waino W. Suojanen) の説に始まる企業体説は選択肢にないのか。

実体資本維持と収入余剰計算

〔自己資本維持 vs. 総資本維持〕をもって〔商法および会計学上の維持すべき資本 vs. 経営上の維持すべき資本²⁹⁾〕として論じているのは前出の川端である。

〔企業経営上「維持すべき資本」とは何か³⁰⁾〕を問う川端は「企業経営に不可欠な資本(資産)とみなすべきもの(維持すべき資本の定義)に関し、商法計算規定および会計学と、企業経営の現実との間に相違がある³¹⁾」ことを指摘し、「商法および会計学は資金調達方法の相違によって損益計算上維持すべき資本を決定する³²⁾」が、「しかし経営を継続していくために不可欠な資産を、資金調達方法に関係なく、企業経営上「維持すべき資本」とすべきではないかという考え方も成り立つ³³⁾」とし、「会社目的に結びつく実物資本(実体資本)の維持と、配当利益計算との連繋³⁴⁾」を重視し、19世紀ドイツの初期の株式会社定款における利益計算規定に注目する。これにおける〔(社債等の)償還支出を利益減少の費用として計上し……償還支出を含む全支出を控除したのちの収入余剰を配当利益とする利益計算方法は、資金調達方法に関係なく、会社目的遂行のための実物資本を維持することを目的とした利益計算方法³⁵⁾〕であって、「つまり収入余剰計算とは実物資本維持の利益計算なのである³⁶⁾」とされ、「あるいは拡張して貸借対照表借方の総資産が企業経営上「維持すべき資本」ということになる³⁷⁾」とされ、「すべての現金支出額を、借入金返済、税金や配当金まで含めて控除して、収入余剰としての利益を計算することによって、企業経営上不可欠の資本を維持³⁸⁾」することが提案されるに至る。

「償還支出を利益減少の費用として計上」ということは

(借方) 社債 XXX / (貸方) 現金 XXX

(借方) 費用 XXX / (貸方) 資本 XXX

ということだろうし、「借入金返済……まで含めて控除」ということは

27) Waino W. Suojanen, 'Accounting Theory and the Large Corporation,' *The Accounting Review*, Vol. 29, No. 3, 1954, p. 392.

28) *Ibid.*, p. 393.

29) 川端『19世紀ドイツ株式会社社会計の研究』。

30) 同上, 4頁。

31) 同上, 7~8頁(()書きは原文)。

32) 同上, 8頁。

33) 同上, 366頁。

34) 同上, 366頁。

35) 同上, 365頁。

36) 同上, 20頁。

37) 同上, 366頁。

38) 同上, 367頁。

(借方) 借入金 XXX / (貸方) 現金 XXX

(借方) 費用 XXX / (貸方) 資本 XXX

ということだろうが、かくて貸借対照表の「大きさ」が保たれる。

なお、齋藤によれば、「貨幣資本維持概念に基づく……損益計算は投下した貨幣資本の回収余剰計算としての特性を有する³⁹⁾」とされ、「そこで期間利益は、収支余剰としての性格を有することになる⁴⁰⁾」とされているが、これは次元を異にするものか。

実体資本維持と [自己資本維持 vs. 総資本維持]

冒頭に述べられたように、資本維持論における資本維持概念については「資本の性格と資本の範囲という二つの視座」があるとされ、この二つを組み合わせると表1の諸形態がもたらされるが、ただし、壹岐によれば、「これらのうち、従来、資本維持論において中心的に主張されてきたものは、実質自己資本維持と実体総資本維持であり、資本維持論は、基本的にこの二つの資本維持を基礎とするそれぞれの期間利益計算論の対立というかたちで展開されてきている⁴¹⁾」とされる。

表1 資本の性格と範囲の組み合わせによる資本維持の諸形態

資本の性格 資本の範囲	名目資本	実質資本	実体資本
自己資本	名目自己資本維持	実質自己資本維持	実体自己資本維持
総資本	名目総資本維持	実質総資本維持	実体総資本維持

他方、例えば高橋良造が「名目資本維持は、取得原価主義会計において期首の投下資本の貨幣額は、期末においても修正されることなく、取得原価によって測定・評価されるもので……それゆえ、資産、負債は取得原価のまま据え置かれ云々⁴²⁾」と述べているように、名目資本維持はこれを取得原価と結び付けて捉えることが多いなか、あるいはまた、例えばトウィーディとウィットントンによれば、「資本維持概念の選択は評価基準の選択に大きく制約されている⁴³⁾」とされているが、しかしながら、「資本維持概念と資産評価基準とは互いに独立であって、いずれの資本維持概念もいずれの資産評価基準と結び付くことが可能⁴⁴⁾」とする田中茂次によれば、表2に示されるように、種々の資本維持概念と資産評価基準の組み合わせによって利益計算の諸体系がも

39) 齋藤「資本維持」431頁。

40) 同上、431頁。

41) 壹岐「資本維持論の動向と課題(1)」95頁。

42) 高橋良造『時価評価会計論』2004年、311頁。

43) D. P. Tweedie and G. Whittington, *Capital Maintenance Concepts: The Choice*, 1985, p. 32.

44) 前川千春「利益計算システム類型化の意義」『経理研究』第57号、2014年、313頁。

45) 田中茂次『物価変動会計の基礎理論』1989年、27頁。

たらされる、とされ、ただし、実体資本維持については「なお、実体資本維持はさらに総額⁴⁶⁾実体資本維持と純額資本維持とに分けられている」とされ、「伝統的には総額実体資本維持観が⁴⁷⁾主流をなしていた」とされる。

表2 資本維持概念と資産評価基準の組み合わせによる利益計算の諸体系

資本維持概念 資産評価基準	名目資本維持	一般購買力資本維持	実体資本維持	成果資本維持
取得原価	取得原価/ 名目資本維持	取得原価/ 一般購買力資本維持	取得原価/ 実体資本維持	取得原価/ 成果資本維持
修正原価	—	修正原価/ 一般購買力資本維持	—	—
取替原価	取替原価/ 名目資本維持	取替原価/ 一般購買力資本維持	取替原価/ 実体資本維持	取替原価/ 成果資本維持
販売価格	販売価格/ 名目資本維持	販売価格/ 一般購買力資本維持	—	販売価格/ 成果資本維持
現在価値	現在価値/ 名目資本維持	—	—	現在価値/ 成果資本維持

しかし、森田哲彌によれば、「実体資本維持会計においても、実体資本概念を自己資本にのみ適用する形態と、それを総資本に適用する形態の二つがあり、前者を主張する見解がやや有力である⁴⁸⁾」とされ、この自己資本維持の支持においては、負債は名目額をもって返済すればよいため、物価上昇期には保有利益が生ずるが、総資本維持の場合にはそうした負債における保有利益が把握されないという問題がある、という考え方や、負債にかかわる給付能力の維持のための資金は、費用の計上をもってではなく、負債の増加（追加的な借り入れ）によって調達すべき、という考え方が⁴⁹⁾あるとされているが、他方、前出の川端は総資本維持、すなわち経営上の維持すべき資本⁵⁰⁾について、これを維持するための「会計上の対処方法」の一つとして「借入金を返済しないという⁵¹⁾方法」を挙げ、しかし、前述のように「しかし元本を全く返済しない借入契約というようなものは実務上はありうるのだろうか。企業規模の拡張に伴って借入金を増やし続けることが可能なのか」としており、森田が自己資本維持において「追加的な借り入れ」に言及している一方、川

46) 同上、26頁。

47) 同上、208頁。

48) 森田哲彌「インフレーション会計の諸形態」森田哲彌（責任編集）『体系近代会計学 [第8巻] インフレーション会計』1982年、46頁。

49) 森田哲彌「個別価格変動会計論（その2）——実際取替原価会計論」森田哲彌（責任編集）『体系近代会計学 [第8巻] インフレーション会計』1982年、153～154頁。

50) 川端『19世紀ドイツ株式会社社会の研究』8頁。

51) 同上、9頁。

端は総資本維持において「借入金を増やし続けること」について述べていることに留意したい。なおまた、ただし、そもそも「借入金を返済しないという方法」は「会計上の対処方法」なのか。借入れという行為や借入金の返済という行為は、経済行為であって、会計行為ではない。⁵²⁾

しかしまた、ローレンス・レブジン (Lawrence Revsine) によれば、資本維持概念は物的資本維持と財貨的資本維持に大別され、両者の異同点として、保有利益が配当可能利益を構成するかどうか、という点が指摘される。⁵³⁾ すなわち、レブジンにおいては「物的資本維持概念のもとで、利益は、企業がその物的営業活動の水準を縮小することなく配当できる純営業フローの一部を構成するものであるとし……この資本維持の観点は、債権者と株主持分の両者を事実上は同じ資本の提供者とみなし⁵⁴⁾」ているとされ、他方、「財貨的資本維持概念のもとで、利益は、期首の純資産の市場価値を侵食することなしに配当することができるフローを構成している⁵⁵⁾」とされており、やはり実体資本維持 (物的資本維持) は総資本か。

既述のように、「債権者と株主持分の両者を事実上は同じ資本の提供者とみなすことは総資本維持を意味し、あるいは総資本維持は「債権者と株主持分の両者を事実上は同じ資本の提供者とみなすことを意味し、物的資本維持は総資本維持を意味し、あるいは総資本維持は物的資本維持を意味するのか。

しかし、これらの関係はいずれも軸がずれてはいまいか。他方、物的資本維持 (実体資本維持) と自己資本維持を組み合わせた実体自己資本維持は、組み合わせとしては存在しようが、しかしながら、この組み合わせは「いかにも不自然であるとの印象を免れえない⁵⁷⁾」。

敷衍するに、「自己資本によって調達されている資産部分のみに物的資本概念を適用し、その資産部分のみの実体維持を志向⁵⁸⁾」し、「負債を具現する資産部分は実体維持の対象から除外される⁵⁹⁾」この組み合わせは「負債の金額は名目額で固定されており、したがってその返済は名目額で行えばよいという、返済を前提とした負債の捉え方⁶⁰⁾」をもって前提しているが、しかし、「実体資本維持のそもそもの発想が企業の営業規模 (物的数量的な意味での) の維持にあったことを考えると、自己資本を具現する資産のみによる部分的な営業規模の維持しか保証しないその考え方は、いかにも不自然であるとの印象を免れえない⁶¹⁾」ということであり、なおまた、「貸方の資本調達は、借方の使用資産 (貨幣項目、棚卸資産、固定資産等) のあらゆるものに活用され使用され

52) なお、川端は増資やリースの利用も「会計上の対処法」に挙げている (同上、8～10頁) が、これらも会計行為ではない。

53) 高橋良造『時価主義会計学説』1989年、316～324頁。

54) 同上、316頁。

55) 同上、317頁。

56) 齋藤「資本維持」428～429頁。

ここでも齋藤においては「こういう場合にはこうなる」に止まり、実体自己資本維持の意味には言及されていない。

57) 壹岐「資本概念と会計主体観」97頁。

58) 同上、95頁。

59) 同上、97頁。

60) 同上、97頁。

61) 同上、97頁 (() 書きは原文)。

ているから、これ等に関して自己と他人にかかわる資本を区別することは意味のないこととなる⁶²⁾とする向きもある。

しからば、やはり「物的資本維持は総資本維持を意味し、あるいは総資本維持は物的資本維持を意味する⁶³⁾のか」。

理論的整合性

ウィットェントンらの所説を検討した壹岐によれば、理論的整合性のある会計主体説と資本維持概念⁶⁴⁾の組み合わせは表3のようにまとめられる。

表3 理論的整合性のある会計主体説と資本維持概念の組み合わせ

会計主体説	資本維持概念	
資本主説	実質資本維持	自己資本維持
企業主体説		総資本維持
	実体資本維持	

「いかにも不自然」とされた組み合わせは除かれているが、ここに看取されるのはどのような関係か。理論的整合性とは何か。これとこれは矛盾しない、齟齬しない、ということか。あるいは「親和性」という概念をもって表される関係か。あるいは、より積極的に、この場合にはこうなる、という意味か。この場合の「この場合」は論拠か。

[資本主説 → 自己資本維持] と [実体資本維持 → 総資本維持] は認められようか。先述のように、筆者とすれば疑義もあるが、「2択」を前提すれば [企業主体説 → 総資本維持] も認められようか。

[資本主説 → 自己資本維持] と [実体資本維持 → 総資本維持 ← 企業主体説] 以外の関係は「矛盾しない、齟齬しない」か。[実体資本維持 → 総資本維持 ← 企業主体説] ということは [実体資本維持 ↔ 企業主体説] か。いや、そうではないか。

借方を考えると総資本維持、貸方を考えると自己資本維持、ということか。総資本維持は、畢竟、資本維持ではなく、畢竟、資産維持なのではないか。モノを考えると総資本維持、カネを考えると自己資本維持、ということか。いや、表3にみられる実質資本（カネ）維持と総資本維持の組み合わせはどういうものか。

齋藤によれば、実質総資本維持概念による利益計算が「実質自己資本維持概念に基づく損益計

62) 高橋『時価評価会計論』227頁（() 書きは原文）。

63) 次項に言及される実質総資本維持に鑑みれば、むしろ、「総資本維持は物的資本維持を意味する」とはならない。

64) 壹岐の所説（壹岐「資本概念と会計主体観」98～100頁）に依拠して筆者が作成。

65) 友岡賛『会計と会計学のレーズン・デートル』2018年、101～102頁。

算と相違する点は、ひとつには借入金に係る貨幣購買力損益を認識しないことと、支払利息を費用計上しないことである⁶⁶⁾とされているが、先述のように、支払利息の在処は資本維持とは関係なく、したがって、問題点は「借入金に係る貨幣購買力損益」、すなわち負債における保有利益ということになろうか。

負債における保有利益を認識する、ということは、債権者の損失をもって株主に利益の分配がなされる、ということの意味するが⁶⁷⁾、この「債権者の損失」と総資本維持はどのような関係にあるのか。実質自己資本維持会計にあってはインフレーション時にも名目額（例えば400）に据え置かれる貸借対照表上の借入金が、他方、実質総資本維持会計においてはインフレーションの率に応じた修正額（例えば440）をもって示されることとなり、この修正額は総資本維持をもって意味しよう。しかしながら、債権者の損失の不認識、債務者の利益の不認識は何をもって意味しているのだろうか。

総資本維持において借入金に施される如上の修正（400 → 440）はこれを主体論において解釈すれば、債権者も企業の所有者、とする企業体説が採られる場合には

（借方）債権者の損失 40 /（貸方）借入金 40

ということになり、他方、企業は誰のものでもない、とする企業主体説が採られる場合には

（借方）非貨幣性資産 40 /（貸方）借入金 40

ということになるのだろうか。

文 献

- 壹岐芳弘「資本概念と会計主体観」安藤英義、新田忠誓（編著）『会計学研究』中央経済社、1993年。
 壹岐芳弘「資本維持論の動向と課題（1）」『會計』第150巻第2号、1995年。
 川端保至『19世紀ドイツ株式会社会計の研究』多賀出版、2001年。
 前川千春「利益計算システム類型化の意義」『経理研究』第57号、2014年。
 森田哲彌「インフレーション会計の諸形態」森田哲彌（責任編集）『体系近代会計学 [第8巻] インフレーション会計』中央経済社、1982年。
 森田哲彌「個別価格変動会計論（その2）——実際取替原価会計論」森田哲彌（責任編集）『体系近代会計学 [第8巻] インフレーション会計』中央経済社、1982年。
 村田英治「会計主体論の再検討」『會計』第141巻第1号、1992年。
 中居文治『貨幣価値変動会計』有斐閣、2001年。
 齋藤真哉「資本維持」齋藤静樹、徳賀芳弘（責任編集）『体系現代会計学 [第1巻] 企業会計の基礎概念』中央経済社、2011年。
 Waino W. Suojanen, 'Accounting Theory and the Large Corporation,' *The Accounting Review*, Vol. 29, No. 3, 1954.
 高橋良造『時価主義会計学説』中央経済社、1989年。
 高橋良造『時価評価会計論』中央経済社、2004年。
 田中茂次『物価変動会計の基礎理論』同文館出版、1989年。
 友岡賛『会計学原理』税務経理協会、2012年。
 友岡賛『会計学の基本問題』慶應義塾大学出版会、2016年。
 友岡賛『会計と会計学のレーゾン・デートル』慶應義塾大学出版会、2018年。
 友岡賛『会計の歴史（改訂版）』税務経理協会、2018年。

66) 齋藤「資本維持」427頁。

67) むろん、利益の認識と該利益の配当は同義ではないが、ここにおいてはその点は問わない。

友岡賛『日本会計史』慶應義塾大学出版会，2018年。

友岡賛『会計学の考え方』泉文堂，2018年。

友岡賛『会計学の地平』泉文堂，2019年。

友岡賛「『複式簿記』を説明することの意味——会計学の基本問題〔Ⅳ〕（1）」『三田商学研究』第64巻第2号，2021年。

David Tweedie and Geoffrey Whittington, *The Debate on Inflation Accounting*, Cambridge University Press, 1984.

D. P. Tweedie and G. Whittington, *Capital Maintenance Concepts: The Choice*, Accounting Standards Committee, 1985.

Geoffrey Whittington, *Inflation Accounting: An Introduction to the Debate*, Cambridge University Press, 1983.

G. ウィットイントン (G. Whittington) / 辻山栄子 (訳) 『会計測定的基础——インフレーション・アカウンティング』中央経済社，2003年。

Kelly L. Williams and Howard J. Lawrence, *William A. Paton: A Study of His Accounting Thought*, Emerald Publishing, 2018.

2019年12月21日成稿